

西播磨水道企業団建設工事特別共同企業体取扱要綱

(平成19年6月25日訓令第8号)

改正 平成25年3月26日訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団（以下「企業団」という。）の発注する建設工事に係る特別共同企業体の基本的要件及び結成手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特別共同企業体」とは、建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力又は施工能力を強化することを目的として結成され、企業団が発注する工事ごとに結成されるものをいう。

(基本的要件)

第3条 特別共同企業体は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 構成員は、資本、技術及び資材を相互に提供するのみでなく、技術者及び技能者の育成、資材の共同購入など工事の施行に当たって総合力の発揮ができ、実質的施工能力が増大するものであること。
- (2) 構成員は、相互の利害関係の複雑化及び協調の困難性を避け、運営責任の明確化を図るため、3者以内とすること。
- (3) 構成員は、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 構成員は、他の特別共同企業体の構成員でないこと。

(特別共同企業体結成基準)

第4条 特別共同企業体の結成基準は、別表のとおりとする。この場合において、結成条件等の必要事項については、別に定めるものとする。

(特別共同企業体の結成手続)

第5条 特別共同企業体の結成手続は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 特別共同企業体を結成しようとする者は、特別共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び特別共同企業体構成員の状況調書（様式第2号）を企業長に提出しなければならないこと。
- (2) 特別共同企業体としての資格審査は、建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）に準じて行うこと。
- (3) 企業長は、資格審査の結果、特別共同企業体を結成することが適当であると認めるときは、特別共同企業体代表者（以下「代表者」という。）にその旨通知すること。

(特別共同企業体の有効期間)

第6条 特別共同企業体の登録有効期間は、当該工事の期間とする。

(入札への参加制限)

第7条 特別共同企業体とその構成員又は特別共同企業体を構成する構成員同士は、同一工事の入札に参加できない。

(工事受注の手續)

第8条 特別共同企業体が工事を受注し、施行するに至ったときは、代表者は、その工事ごとに特別共同企業体運営委員会を設置し、当該委員会において決定した次に掲げる事項を企業長に提出しなければならない。

- (1) 特別共同企業体編成表 (様式第3号)
- (2) 各構成員の出資状況
- (3) 下請業者の選定
- (4) 諸規程
- (5) その他企業長が必要と認める事項

2 特別共同企業体が工事を受注したときは、代表者は、契約締結の日から2週間以内に特別共同企業体工事受注報告書 (様式第4号) を企業長に提出しなければならない。

(解散)

第9条 特別共同企業体を解散しようとするときは、代表者は、特別共同企業体解散届 (様式第5号) を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

特別共同企業体結成基準

目的		施行能力の増大及び経営の合理化を図るもの		
特別共同企業体の種類・等級	特別共同企業体として経営事項審査方式による客観的数値に従い、右のとおり区分する。	区分	等級	客観的数値
		土木工事特別共同企業体	A	1,030点以上
			B	830点以上
		建築工事特別共同企業体	A	1,030点以上
B	930点以上			
構成員の要件	客観的数値の範囲	区分	客観的数値	
		土木工事特別共同企業体の構成員	595点以上	
		建築工事特別共同企業体の構成員	510点以上	
	1	給水区域内に本店を有する建設業者1者と兵庫県内に本店又は支店を有する建設業者2者以内の計3者以内で構成すること。		
2	特定建設業の許可を有しない構成員が、特別共同企業体の代表者となることはできない。			
3	複数の建設業者で結成された事業協同組合等は特別共同企業体の構成員となることはできない。			